

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第69号）

- 1 特別職の職員の給料、議員報酬及び報酬の額を改定することとした。（別表第1関係）
- 2 特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の177.5に改定することとした。（第3条、第4条関係）
- 3 特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の175に改定することとした。（第3条、第4条関係）
- 4 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 1による改正後の給料、議員報酬及び報酬の額は令和7年10月1日から、2による改正後の期末手当は同年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
  - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 医師等に係る初任給調整手当の支給限度額を月額416,600円から417,600円に、月額51,600円から52,100円にそれぞれ引き上げることとした。（第26条の2関係）
- 2 一般職の職員の宿日直手当の勤務1回当たりの支給限度額を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,400円から7,700円に、その他の宿日直勤務にあつては4,400円から4,700円に引き上げ、また、これらの宿日直勤務が半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、その支給限度額をそれぞれ11,550円、7,050円に引き上げることとした。（第34条関係）
- 3 一般職の職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第38条関係）
  - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の127.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）
  - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の72.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）
- 4 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第39条関係）
  - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）
  - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）
- 5 一般職の職員の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第5関係）
- 6 交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を51,500円から66,400円に引き上げることとした。（第29条関係）
- 7 一般職の職員の義務教育等教員特別手当の支給限度額を月額8,000円から8,600円に引き上げ、及び教育公務員特例法の一部改正に伴い校務の種類を定めることとした。（第40条の2関係）
- 8 教育職給料表の適用を受ける職員のうち一定の職務の級以上の職員に係る給料月額を引き上げることとした。（別表第3関係）
- 9 獣医師に係る初任給調整手当の支給限度額を月額50,000円から60,000円に引き上げることとした。（第26条の2関係）
- 10 交通用具使用者であつて駐車場を利用するものに対し、1箇月当たり5,000円の範囲内で新たに通勤手当を支給することとした。（第29条関係）
- 11 一般職の職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第38条関係）
  - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の126.25（特定幹部職員にあつては、100分の106.25）
  - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の71.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）
- 12 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第39条関係）
  - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の106.25（特定幹部職員にあつては、100分の126.25）

- (2) 定年再任用短時間勤務職員 100分の51.25 (特定幹部職員にあつては、100分の61.25)
- 13 医療職給料表(2)備考及び同表級別基準職務表中「栄養士」を「管理栄養士」に改めることとした。(別表第5、別表第6関係)
- 14 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、6から8までは令和8年1月1日から、9から13までは同年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 1、2及び5は令和7年4月1日から、3及び4は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
  - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)
  - (4) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(附則第5項関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第71号)

- 1 職員の宿日直手当の勤務1回当たりの支給限度額を、県人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては6,100円から6,400円に、その他の宿日直勤務にあつては4,400円から4,700円に引き上げ、また、これらの宿日直勤務が半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、その支給限度額をそれぞれ9,600円、7,050円に引き上げることとした。(第28条関係)
- 2 職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第29条関係)
  - (1) 定年再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の127.5
  - (2) 定年再任用短時間勤務職員 100分の72.5
- 3 職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第30条関係)
  - (1) 定年再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の107.5
  - (2) 定年再任用短時間勤務職員 100分の52.5
- 4 職員の給料月額を改定することとした。(別表第1～別表第3関係)
- 5 交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を51,500円から66,400円に引き上げることとした。(第24条関係)
- 6 職員の義務教育等教員特別手当の支給限度額を月額8,000円から8,600円に引き上げ、及び教育公務員特例法の一部改正に伴い校務の種類を定めることとした。(第31条の2関係)
- 7 超勤代休時間、超過勤務手当及び休日給の対象職員に指導改善研修被認定者を加える等所要の改正をすることとした。(第4条、第26条の9、第27条の2、第27条の3関係)
- 8 教育職給料表の適用を受ける職員のうち一定の職務の級以上の職員に係る給料月額を引き上げることとした。(別表第2関係)
- 9 交通用具使用者であつて駐車場を利用するものに対し、1箇月当たり5,000円の範囲内で新たに通勤手当を支給することとした。(第24条関係)
- 10 職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第29条関係)
  - (1) 定年再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の126.25
  - (2) 定年再任用短時間勤務職員 100分の71.25
- 11 職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第30条関係)
  - (1) 定年再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の106.25
  - (2) 定年再任用短時間勤務職員 100分の51.25
- 12 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、5から8までは令和8年1月1日から、9から11までは同年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 1及び4は令和7年4月1日から、2及び3は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)
- (4) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。(附則第5項関係)

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第72号)

- 1 高病原性鳥インフルエンザ等に対処するための作業に従事した職員に係る防疫等作業手当の特例について定めることとした。(附則第19項～第21項関係)
- 2 多学年学級担当手当を廃止することとした。(第2条、第12条関係)
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、令和8年1月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 1は、令和7年11月1日から適用することとした。(附則第2項関係)

◎義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第73号)

- 1 義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額を改定する等所要の改正をすることとした。(第1条、第3条、第6条、附則第3項関係)
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第74号)

- 1 一般職の任期付研究員の給料月額を引き上げることとした。(第5条関係)
- 2 一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を100分の177.5に改定することとした。(第6条関係)
- 3 一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を100分の175に改定することとした。(第6条関係)
- 4 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第75号)

- 1 特定任期付職員の給料月額を引き上げることとした。(第7条関係)
- 2 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の97.5に改定することとした。(第8条関係)
- 3 特定任期付職員の勤勉手当の支給割合を100分の90に改定することとした。(第8条関係)
- 4 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の96.25に改定することとした。(第8条関係)
- 5 特定任期付職員の勤勉手当の支給割合を100分の88.75に改定することとした。(第8条関係)
- 6 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4及び5は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第76号)

- 1 会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬の勤務1回当たりの支給限度額を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う第1号会計年度任用職員にあっては7,400円から7,700円に、その他の第1号会計年度任用職員にあっては4,400円から4,700円に引き上げることとした。(第14条関係)
- 2 会計年度任用職員の期末手当の支給割合を100分の127.5に改定することとした。(第20条関係)
- 3 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の107.5に改定することとした。(第22条の2関係)
- 4 会計年度任用職員の期末手当の支給割合を100分の126.25に改定することとした。(第20条関係)

5 会計年度任用職員の期末手当の支給割合を100分の106.25に改定することとした。(第22条の2関係)

6 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4及び5は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 1は令和7年4月1日から、2及び3は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項関係)

◎いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例(条例第77号)

1 個人の県民税の均等割の税率の特例の期間を令和12年度(現行令和7年度)まで延長することとした。(第2条関係)

2 法人の県民税の均等割の税率の特例の期間を令和13年3月31日(現行令和8年3月31日)まで延長することとした。(第3条関係)

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第78号)

1 個人の県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割等に係る賦課徴収等に関する事務に係る知事の権限を県税センター所長に委任することとする等所要の改正をすることとした。(第5条、第10条～第12条、第15条、第16条、第24条、第37条、第42条、第44条、第45条、第68条、第85条～第88条、第90条～第93条、第95条、第98条、第99条、第101条、第102条、第104条、第106条～第114条、第117条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則第1条関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条関係)

(3) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。(附則第3条～第9条関係)

ア 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例

イ 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例

ウ 岩手県産業廃棄物税条例

エ 特定区域における産業の活性化に関する条例

オ 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例

カ 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例

◎県税センター設置条例(条例第79号)

1 県税センターの設置について定めることとした。(第1条関係)

2 県税センターの名称及び位置について定めることとした。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎いわての学び希望基金条例の一部を改正する条例(条例第80号)

1 いわての学び希望基金の設置の目的に東日本大震災津波により著しい被害を受けた幼児、児童、生徒、学生等の心のケア及び幼児、児童、生徒、学生等への東日本大震災津波の教訓の伝承を加えることとした。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎政治資金規正法施行条例の一部を改正する条例(条例第81号)

1 確認書の写しの交付に要する費用の負担について定めることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。(附則関係)

◎政党助成法施行条例（条例第82号）

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 都道府県提出文書の写しの交付に要する費用の負担について定めることとした。（第2条関係）
- 3 この条例の実施に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定めることとした。（第3条関係）
- 4 施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第83号）

- 1 道路法施行令の一部改正に伴い、道路の附属物である自動車駐車場等に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設に係る占用料を徴収することとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第84号）

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第17条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）